



平成24年8月3日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第1547号 出資金返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成24年5月16日

判

決

京都市伏見区深草西浦町八丁目115番地武一ビル203号室

原	告	M	K	労	働	組	合
同代表者執行委員長		柳		瀬		繁	雄
同訴訟代理人弁護士		伊		山		正	和
同		拾		井		美	香

京都市伏見区竹田段川原町4番地4

被	告	MKグループ労働組合連合会
同代表者会長		城ケ原 義 則
同訴訟代理人弁護士		住 田 浩 史
同		茶 木 真 理 子
同		上 里 美 登 利

主

文

- 1 被告は、原告に対し、876万0098円及びこれに対する平成23年5月25日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、その12分の1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、945万2664円及びこれに対する平成23年5月25日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 前提事実（争いのない事実についてはその旨の記載を省略し、証拠等により認定した事実については、その末尾に当該証拠等を挙示する。）

(1) 当事者

ア タクシー業等を営業するエムケイ株式会社その他エムケイグループと称される各株式会社には、平成18年10月以前、伏見、宇治城陽、国道十条、上賀茂、山科、西五条、洛西、名古屋、八幡及び神戸の事業所で業務に従事する者によって組織された労働組合として、「MK労働組合」という名称の組合（以下「旧MK労組」という。）が存在し、各事業所ごとに合計7の支部と3つの下部組織が置かれていた（別紙MK労働組合の組織再編図参照）。

イ 旧MK労組は、エムケイグループの他の労働組合である大阪MK労働組合及び東京MK労働組合とともに、平成18年11月、連合団体組織を設立するための連合会設立準備委員会を組織した。そして、旧MK労組の支部を統合するなどして単位労働組合又は分室に昇格させた上で、これらの単位労働組合等と大阪MK労働組合、東京MK労働組合を統括する連合団体組織として、平成20年9月23日に、被告が設立された（別紙MK労働組合の組織再編図参照。なお、登記上の設立日は同年10月16日である。）。

ウ 原告は、上記イの経緯で、旧MK労組の伏見支部及びその下部組織であった国道十条、宇治城陽支部及びその下部組織であった八幡を統合して、単位労働組合に昇格した労働組合であり、当初の名称は京都南MK労働組

合である。そして、旧MK労組の組織再編が完了したことから、平成22年3月、その名称を承継した。

(乙5の1, 2, 乙6, 弁論の全趣旨)

(2) 旧MK労組の資産の分配と被告への預入れ等

ア 被告は、その設立に当たって、単位労働組合等から加入金として組合員1人当たり1000円と、基本会費として毎月組合員1人当たり1000円を11か月分徴収するのを主たる収入とする一般会計予算を平成20年9月23日開催の第1回定期大会において承認した（この予算を以下「初年度予算」という。）。）。。

イ 被告は、その設立の時点で、全組合員数の約3分の2を旧MK労組の組合員が占めており、旧MK労組から被用者を含む本部の機能を引き継いだほか、後に旧MK労組の資産を引き継ぐことを予定していた。

ウ 被告は、その設立以後、引き続き旧MK労組の事務所建物において本部の機能を運営していたが、平成21年10月ころから、旧MK労組の事務所建物を売却処分することを前提に、被告及び単位組合の事務所として使用するため、被告会館として事務所用の土地建物を購入することを検討し、平成22年2月ころまでに、土地建物の購入代金8500万円、改装費用を1000万円から1300万円程度と見込み、その原資として旧MK労組の資産4000万円超を充てるほか、4500万円を金融機関から借入れ、1000万円を1口10万円の出資として100口募集して調達することとした。

エ 旧MK労組は、被告の上記ウの会館購入の計画を前提として、平成22年2月20日開催の第43回定期大会において、それまでの組合費による資産（事務所の売却益を含む。）を上記(1)イのとおり昇格させた単位労働組合又は分室に分配する旨、及び各組織が前記により分配された資産の全額を被告に対する要旨次の条件による預入金とする旨を決議した。

- (ア) 利息は、発生しないものとする。
- (イ) 使途は、事務所の移転及び購入・改装費用に限る。
- (ウ) 預入期間は、15年とし、15年が経過した後、協議を行い、会費と相殺するか、又は返済計画を定めて返金する。
- (エ) 被告は、預入金を預け入れた組織に対し、証書を発行する。
- (オ) 被告は、預入金を預け入れた組織に対し、その希望に応じ事務所を貸与する予定とする。ただし、賃貸借契約の内容については、別途協議する。
- (カ) 被告は、被告に対し預入金を拠出している加盟組合について、預入期間の間に争議行為が発生したときは、当該加盟組合に対し、必要に応じ預入金を返金する。ただし、その争議行為について、当該加盟組合の規約に準じた手続を必要とする。
- オ 被告は、平成22年3月8日開催の第2回中央委員会において、上記ウの計画を協議事項として付議し、可決した。
- カ 上記エの決議に基づく旧MK労組の資産の原告への分配額は、平成22年8月31日までに、930万4028円と決定された。
- キ 原告は、上記エ(オ)により、被告から事務所の貸与を受けることとなり、事務所の使用料については、毎年8月31日に精算し、上記エの預入金から順次控除していく取扱いとなった。
- ク 原告は、被告に対し、平成22年9月1日、上記カの分配額から同年5月から8月までの間の事務所使用料を控除した904万1028円を預け入れ、被告はこれを承諾して受け取った（この預入れ又は預入金を以下「本件預入れ」「本件預入金」という。）。そして、被告は、原告に対し、上記エ(ア)から(カ)までの各条件等を裏面に記載した預入証書を発行した。
- ケ 原告は、被告に対し、平成22年4月1日、被告会館の出資金として合計300万円を預け入れ、被告は、これを承諾して受け取り、その旨の証

書を発行した（この出資金を以下「本件出資金」という。）

（甲 3 の 1， 2， 甲 4， 甲 5 の 1， 2， 甲 1 1 から 1 3 まで， 甲 1 8， 甲 1 9，
乙 8， 弁論の全趣旨）

(3) 原告の被告からの脱退

ア 原告の組合規約において，上部団体からの脱退は総会の付議事項とされており（原告規約第 2 3 条第 1 項第 6 号），総会において出席代議員の直接無記名投票の 3 分の 2 以上の賛成により決することになっている（原告規約第 2 5 条第 3 号）。

イ 原告は，平成 2 3 年 2 月 2 7 日開催の臨時大会において，会社と被告との間において会社の案に基づく労働協約が締結された場合の原告の今後の活動，運営等に対する影響や，被告の機関会議等の運営の在り方に対する不信や疑義，原告に対する干渉への反対を理由として，被告からの脱退を付議し，出席代議員の直接無記名投票を実施した結果，大多数の賛成により可決された。

ウ 原告は，上記決議に従い，被告に対し，平成 2 3 年 2 月 2 8 日付で脱退届を郵送し，被告に同年 3 月 1 日に到達した。被告は，その規約において，加盟組合の脱退については中央執行委員会の承認を要する事項としており（被告規約第 6 4 条第 1 項及び第 6 5 条第 1 号），被告中央執行委員会は，前記の脱退届を受領後，正規の手続きを経ているかどうか及びやむを得ない事由があるかどうかを審査した上，同年 4 月 3 日，原告が同年 3 月 3 1 日付で被告を脱退することを承認した（この脱退を以下「本件脱退」という。）。

（甲 6， 甲 7 の 1， 2， 甲 8， 乙 1， 乙 1 6， 弁論の全趣旨）

(4) 原告による預入金及び出資金の返還請求と被告による相殺処理

ア 原告は，被告に対し，平成 2 3 年 3 月 8 日，被告からの脱退に伴い，本件預入金 9 0 4 万 1 0 2 8 円及び本件出資金 3 0 0 万円の返還を請求した。

イ 被告は、上記アの原告の本件出資金の返還請求に対しては、平成23年4月26日付通知書をもって、次の債権合計73万2886円をもって、原告の本件出資金の返還請求債権とその対当額において相殺するとの意思表示をし、同月28日、原告に対し、300万円から前記合計額を控除した226万7114円を支払い、本件預入金の返還請求に対しては、支払を拒否している。

(ア) 平成23年3月分の基本会費66万6400円

(イ) 平成23年3月及び同年4月分のパソコンリース料5166円

(ウ) 平成23年1月から同年4月まで分の電話機リース料4320円

(エ) 平成23年1月から同年4月まで分のコピー機、輪転機リース料3万6000円

(オ) 平成23年2月の被告の機関誌の購読料2万1000円

ウ 原告は、被告に対し、預入金から平成22年9月から12月までの事務所使用料32万1250円を控除することに同意した。

(乙2、弁論の全趣旨)

2 当事者の主張の概要

(1) 本件は、原告が、被告に対し、寄託契約に基づく預託金返還請求権に基づき、本件預入金から上記1(4)ウの控除をした残金871万9778円及び本件出資金の残金73万2886円並びにこれらに対する訴状による請求の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(2) 被告は、本件預入金については、原告と被告との間に、上記1(2)エ(ウ)の内容による預入期間等についての合意（以下「本件合意」という。）があるから、期限が到来していないと主張し、本件出資金については、上記1(4)イの相殺を主張する。

(3) 原告は、被告の相殺の主張のうち、上記1(4)イ(イ)(オ)については争わないが、

その余を争う。

3 争点についての当事者の主張

(1) 本件預入金の返還の時期

(原告の主張)

ア 本件預入金には、原告が被告の加盟組合であったという関係を前提として、本件合意を含む上記1(2)エ(ア)から(オ)まで記載の条件（以下「本件条件」という。）が決められており、次に指摘する特殊性に照らすと、原告の被告に対する協力金というべきものである。したがって、本件脱退によって、原告と被告との間の協力関係が消滅し、原告が被告から脱退したときについての約定がない以上、原告は、本件預入金に係る寄託契約関係も終了するというべきであり、原告は本件条件に拘束されず、被告は、原告に対し、本件預入金を直ちに返還する義務を負う。

(ア) 利息が発生せず、寄託者にとって経済的な利点のメリットがない。

(イ) 預入期間が相当長期になっており、原告と被告との間の関係が長期間続くことが前提となっている。

(ウ) 被告による本件預入金の使途が限定されている。

(エ) 預入期間が経過しても返金せず、会費と相殺するという約定や争議行為に関する約定は、原告が被告の加盟組合であることを前提としている。

(オ) 本件預入金は、旧MK労組の組合財産を現実に原告に分配することなく、被告がそのまま引き継ぐ形で預け入れられており、これは、被告が旧MK労組の活動を引き継ぐことを前提に、原告が被告の加盟組合として被告の活動に協力し、被告の決定事項等を遵守すべき義務を負う立場であることから、組織的な統制の下で、被告への協力金として預け入れられたことを示す。

イ 本件預入金の主たる原資は、旧MK労組の時代に原告の組合員らが支払ってきた組合費であり、本件預入れにより被告の組合財産に組み入れられ

ものではない。原告には、自己の意思に基づいて被告から脱退する自由が認められており、脱退後の組合活動において原告が本件預入金を利用するのは当然であって、原告との間に協力関係がない被告がいつまでもこれを保持し続ける合理的理由は存しない。

ウ 本件脱退は加盟組合単位での連合団体からの脱退であり、本件預入金の返還請求は、労働組合の分裂の場合における組合財産の分割請求と類似しているといえる。労働組合の分裂の場合、新組合は旧組合に対し、組合員数に応じて組合財産の分割請求をなし得ると解されており、本件に関して、被告から脱退した原告は、組合財産の分割請求として本件預入金の返還を請求すると解するのが相当である。

(被告の主張)

ア 原告と被告とは、本件預入金の返還方法について、本件合意をしているから、原告が被告に対し本件預入金の返還を求めるには、本件合意に従わなければならない、そのことは本件脱退によっても変わらない。

イ 本件合意において、本件預入金の預入期間を15年としているのは、この期間には、被告は金融機関に対し被告会館の取得のための借入金の返済をしなければならない、預入金を返還することが困難であるからであって、被告に加盟する他の単位組合と被告との間の預入金についても、本件合意と同様の合意がされており、原告もそのことを了承していた。

ウ 原告と被告との間に本件預入れのときに原告が被告の組合員の資格を喪失した場合について何らの合意がなかったのであるから、原告が本件脱退によって被告の組合員の資格を喪失したときに、寄託契約関係が終了するという法的な根拠はない。

エ 原告が、本件預入金について本件合意が明確に定められているにもかかわらず、自らの意思で一方的に本件脱退をして、それを理由として本件預入金の即時の返還を請求することができることは、相当性を欠く。

(2) 平成23年3月分の基本会費

(被告の主張)

ア 上記1(3)のとおり、本件脱退の日は平成23年3月31日であることから、原告は、被告に対し、平成23年3月分の基本会費の支払義務を負うところ、原告はその支払をしていない。

イ 原告は、下記(原告の主張)アのとおり基本会費を支払ったと主張し、この主張によれば、旧MK労組及び原告は、基本会費を前月払いしたことになるが、基本会費が当月払いであることは規約に明記されており(被告規約第91条第1項)、被告はそのとおりに取り扱っている。

ウ 被告が、初年度予算において基本会費を11か月分としたのは、被告が引き継いだ連合会設立準備委員会の剰余金が480万4192円あったので、単位組合等の負担の軽減を図るためこの剰余金から1か月分を補うこととしたからであって、加入金を基本会費に充てることとしたのではない。

(原告の主張)

ア 旧MK労組は、上記1(2)アの予算のとおり、被告が設立された時の加入金として、組合員1人当たり1000円を支払ったが、この加入金は、基本会費の前払いとして平成20年9月分の基本会費に充当されたから、これ以外に旧MK労組及び原告が本件脱退の月までに支払うべき基本会費は、平成20年10月から平成23年3月分までの30か月分となる。

旧MK労組は、平成20年9月から平成21年1月までの間に5か月分の基本会費を納入し、原告は、平成21年2月から平成23年2月までの間に25か月分の基本会費を納入しており、既に30か月分の基本会費を支払済みである。

したがって、未払いの基本会費はない。

イ 被告は、上記1(2)アのとおり、設立の時の予算に基づき、単位労働組合等から組合員1人当たり1000円の加入金と毎月組合員1人当たり10

0円を11か月分徴収しているが、加入金については平成20年9月分の基本会費として取り扱っており、そうであればこそこの会計年度において11か月分の基本会費しか徴収していない。

(3) 電話機、コピー機、輪転機のリース料

(被告の主張)

ア 原告は、被告に対し、電話機のリース期間（平成22年5月から平成28年4月まで）の間、毎月1080円の電話機リース料支払義務を負っていたところ、平成23年1月分以降のリース料を支払っていない。そこで、被告は、原告に対し、上記1(4)イのとおり、平成23年4月26日付通知書をもって、平成23年1月から4月分のリース料4320円を出資金返還債権と対当額において相殺する意思表示を行った。

イ 原告は、被告に対し、コピー機及び輪転機のリース期間（平成21年4月から平成26年3月まで）の間、毎月9000円（当初9480円であったが、他の加盟組合の独立のため平成21年11月から9000円に変更）のコピー機及び輪転機リース料支払義務を負っていたところ、平成23年1月分以降のリース料を支払っていない。そこで、被告は、原告に対し、上記1(4)イのとおり、平成23年4月26日付通知書をもって、平成23年1月から4月分のリース料3万6000円を出資金返還債権と対当額において相殺する意思表示を行った。

ウ 原告は、原告の事務局においてパソコン、電話機、コピー機及び輪転機を利用することを希望し、被告との間で、これらの事務機器のリース契約は、被告会館を管理する被告において一元的に契約するが、リース料の負担は、被告会館を使用する原告を含む各単位組合が行うことを合意した。よって、原告は、被告に対し、これらの事務機器のリース料支払義務を負っている。

エ 被告会館内の事務所において使用するリース物件に関しては、被告会館

内に複数存在する各単位組合が直接リース会社とリース契約を締結することができないことから、被告が代表してリース契約を締結したのであり、原告を含む各単位組合と被告との契約内容は、被告がリース会社と締結したリース契約の内容に拘束された内容になっている。そして、リース契約は、リース期間中はその使用の有無、目的物の返還の有無にかかわらず途中解約はできず、リース料金は発生する。そこで、被告と原告を含む各単位組合との間の契約も、リース契約の内容に従い、仮に、各単位組合が被告に対してリース物件を返却したとしても、各単位組合は、リース期間中は契約を解除することができず、各単位組合にリース料支払義務が生じ続けるという内容になっている。

(原告の主張)

ア 被告が主張するとおり、電話機、コピー機及び輪転機（以下「本件各機器」という。）をリース会社から第一次的に借り受けているのは被告である。原告は本件各機器について、被告から転借を受けていたということになる。しかし、原告が平成22年12月に被告会館を退去したとき、被告は本件各機器の返還を受けており、その時点で本件各機器の転貸借契約も解消されるに至っている。したがって、それ以後、原告が被告に対し本件各機器のリース料の支払義務を負うべき契約上の根拠は失われており、平成23年1月以降分のリース料の支払義務を負わない。

イ 原告は、被告会館を退去する時に、被告から本件各機器の平成23年1月分以降のリース料支払債務がないことの確認を得ている。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（本件預入金の返還の時期）について

(1) 上記第2, 1(2)エの認定事実によれば、本件預入金については、本件合意を含む本件条件が決められているところ、本件条件は、預入期間が相当長期になっており、原告と被告との間の関係が長期間続くことが前提となってい

ること、預入期間が経過しても返金せず、会費と相殺するという約定や争議行為に関する約定は、原告が被告の加盟組合であることを前提としていることが認められる。また、上記第2, 1(2)イ, ウの認定事実によれば、被告は、その設立の時点において、旧MK労組の資産を引き継ぐことを予定しており、これを上記第2, 1(2)ウの被告会館の購入を通じて実現するため、旧MK労組の資産を関係単位組合等による預入金として受け入れたことが認められる。

(2) これらの点からすれば、本件預入金について決められた本件合意を含む本件条件は、それ自体の内容や、消費寄託契約の形式をとりながら実質的には単位組合である原告の資産の連合団体である被告への組入れの効果を得られるように定められたものといえることからして、原告と被告との間に単位組合と連合団体の関係があり、それが継続していることを前提としており、原告と被告との間に単位組合と連合団体の関係が存在しないときには、その効力が及ばないものというべきである。

(3) そうすると、本件預入金については、本件脱退によって原告と被告との間に単位組合と連合団体の関係が失われたのであるから、返還の期限については、本件合意の効力は及ばず、他に何らの定めのない以上、期間の定めのない消費寄託契約として、民法の規定により決すべきである。

この点について、原告は、上記第2, 3(1)（原告の主張）ア記載のとおり、本件脱退により寄託契約関係が消滅すると主張するが、そのような効果が生ずる法的根拠を見出すことはできず、採用の限りではない。

(4) 期間の定めのない消費寄託契約は、民法666条2項により、寄託者の請求の時に期限が到来するから、本件預入金については、遅くとも訴状による請求により、その全額について期限が到来する。

(5) 被告は、上記第2, 3(1)（被告の主張）エのとおり、上記の結論が相当性を欠く旨主張するが、上記第2, 1(3)(4)の認定事実によれば、被告には、その規約上加盟組合の脱退の届け出を承認するかの裁量権があるし、本件脱退

については原告によるその旨の届け出を受領してから承認をするまでに約1か月間審査をしており、その間に既に原告から本件預入金全額の返還を請求されていたのであるから、被告としては、本件条件が加盟組合の脱退を想定しておらず、その解釈を巡って紛議が生じることを認識することができ、かつ、本件脱退を承認するまでの間に、原告との間で、本件預入金の返還について協議又は確認をすることなどによって、上記の結論を回避する方策をとる機会が十分にあったのであって、それにもかかわらず何らの対応をとらずに本件脱退を承認した以上、それにより民法の規定による解決を強いられたとしても、そのことによる不利益は甘受すべきである。

(6) 以上の次第で、原告の本件預入金の返還請求は、理由がある。

2 争点(2) (平成23年3月分の基本会費) について

(1) 上記第2, 1の前提事実、証拠(乙7の3, 乙8)及び弁論の全趣旨によれば、初年度予算は、その会計年度を平成20年8月1日から平成21年7月31日までとしているものの、被告が設立されたのは平成20年9月23日であることから、初年度予算における基本会費を、平成20年9月から平成21年8月までの11か月分と定めたものと推認される。

(2) これに対し、証拠(甲18)によれば、被告の第1回定期大会の質疑において、加入金は資本金であり、会費の前払いを意味している旨の説明がされていることが認められるが、この説明は、資本金と基本会費とは性質を異にするものであることから、その趣旨が判然としないといわざるを得ず、初年度予算に対応する翌年の会計報告(甲13)においても、加入金を会費として取り扱った形跡がないことも考慮すると、この説明を根拠に、初年度予算の加入金が平成20年9月分の基本会費に充当されたということとはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

(3) 上記(1)を前提とすれば、旧MK労組及び原告が支払った30か月分の基本会費(弁論の全趣旨)は、平成20年9月から平成23年2月分までに相当

するものというべきであり，原告は平成23年3月分の基本会費を支払ったとはいえない。

- (4) そして，他に原告による平成23年3月分の基本会費の支払を認めるに足りる証拠はないから，被告の平成23年3月分の基本会費を自働債権とする相殺の主張は，理由がある。

3 争点(3) (本件各機器のリース料) について

- (1) 本件全証拠によっても，原告と被告との間に本件各機器の使用に関しどのような合意がされていたのか判然としない。しかしながら，証拠（甲14，15）及び弁論の全趣旨によれば，原告が平成22年12月に被告会館を退去するに当たり，被告において本件各機器のリース料が平成23年1月以降発生しないものと整理した通知書面を作成して，これを原告に対し送付したことが認められるから，これにより，原告と被告との間で，原告が平成23年1月以降本件各機器のリース料を負担しないことの合意があったというべきである。

- (2) これに対し，被告は，被告が原告に対し平成23年1月以降の本件各機器のリース料についても請求していたことを示す書証として，平成23年2月1日付及び同年3月1日付の本件各機器のリース料に掛かる請求書（乙3の1，2）を提出するが，被告は，原告に対し，上記(1)の通知書面において平成23年1月以降も原告が負担すべきものとされた費用を請求する平成23年1月18日付，同年2月28日付及び同年3月4日付の請求書を送付しており（甲16の1から3まで），被告が両者を別途に請求する合理的な理由を見出すことができないことからすると，前者の請求書が原告に送付されたものであるかについて疑義がある。したがって，前者の請求書は，上記(1)の認定を左右しない。

- (3) そうすると，被告の本件各機器のリース料を自働債権とする相殺の主張は，理由がない。

第4 結語

以上によれば，原告の本訴請求は，本件預入金の残金871万9778円及び本件出資金から上記第2，1(4)イ(ア)イ(オ)による相殺（合計額69万2566円）と既払金226万7114円を控除した残額4万0320円並びにこれらに対する訴状による請求の日の翌日である平成23年5月25日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し，その余は理由がないから棄却する。訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条本文，61条を適用する。仮執行の宣言は，本件の実情に照らし，相当でない。

京都地方裁判所第1民事部

裁判官 小 堀 悟

18-2 19-4



これは正本である。

平成 24 年 8 月 3 日

京都地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 橋 本 淳 子

